

スターリン『マルクス主義と民族問題』の 理論的価値について

丸 山 敬 一

目 次

- 一、はしがき
- 二、民族の定義について
- 三、民族自決権について
- 四、むすび

一、はしがき

スターリンの主著（トロツキーの表現を借りれば、「彼の唯一の理論的著作⁽¹⁾」）である『マルクス主義と民族問題』は、スターリン全盛期には、マルクス主義民族理論の最高の到達点を示すものとして、マルクス主義文献の中の「聖典」の一つに祭りあげられていた。ロイ・メドヴェーデフはいう。「まさにこの論文が、個人崇拜時代に、マルクス

主義文献のうちもつとも重要で根本的な民族問題の著作と宣言され、スターリン自身マルクス主義民族理論の創始者と宣言された⁽²⁾、と。

わが国における政治学の教科書のほとんども、民族について言及する時、必ずといっていい程スターリンのかの有名な民族の定義を引用するのが常であった。マルクス主義に対し批判的な立場をとっている猪木正道氏⁽³⁾さえ、スターリンのこの定義を引用したのち、この定義を「中正妥当である」と評価しておられる程である。

一九五一年から五三年にかけてのわが国の歴史学研究会では、その大会において中心テーマとして民族問題が大きくとりあげられたが、それでも、スターリンの民族理論をいかに日本の歴史にあてはめて解釈するのかという点に重点がおかれ、スターリンの理論そのものを正面から検討してみようとする視点は初めから全く欠落していたものようである⁽⁴⁾。

一九五六六年のスターリン批判ののち、わが国でもスターリンの民族理論に対して部分的な疑問や批判を提出する論文があらわれるようになつた⁽⁵⁾。しかし、これらの批判は、いまだ本格的・全面的に展開されているとはいがたい。スターリンのこの著作が出版されてから、すでに七〇年以上がたつ。我々は、そろそろこの著作について、その内容の全面的な検討と冷静な評価をすべき時にたちいたつているのであるまいか。およそ、いかなる書物も、それがかつて重大な影響力をもつたものであればある程、その意義と限界とを冷静に判断して、歴史の中に正しく位置づけるべきだと思うからである。本稿は、そのためのひとつのかさやかな試みである。

なお、スターリンの民族問題に関する著作には、『マルクス主義と民族問題』のほかにも重要なものが、少なくとも二つある。「民族問題とレーニン主義」（一九二九）、「マルクス主義と言語学の諸問題」（一九五〇）である。しかし、ここでは冒頭の著作のみを扱い、他の二論文の検討は別の機会にゆずりたい。

二、民族の定義について

スターリンの『マルクス主義と民族問題』は、内容的には二つの部分にわかれる。まず前半（第二章まで）は、有名な民族の定義をした部分であり、いわば民族本質論ともいすべき部分である。後半（第三章以下）は、オーストロ・マルクス主義者のシュプリンガー（＝カール・レンナー。スターリンのこの著書ではすべてレンナーの筆名であるシュプリンガーで引用されているが、本稿では以下レンナーと呼ぶ）とオットー・バウアーのとなえる民族自治論に反対して、民族自決権論と地方自治論を主張する部分である。これは、民族政策論とも呼ぶべき部分である。ここでは、前半の民族の定義の部分を見、民族自決権論は次節にゆずる。

スターリンの民族の定義は、従来あまりにも有名であるが、しかし、彼の独創になるものではない。彼は、一九一二年暮から一三年にかけてウィーンでレーニンの指導のもとに本書を執筆するが、それに先立つて、オットー・バウナーとカール・カウツキーの間に民族の定義をめぐる論争があつたのである。この論争は、次のような経過をたどつた。まず、一九〇七年にバウナーが六〇〇ページにも及ぶ大著『民族問題と社会民主党』⁽⁶⁾を出版し、その冒頭で民族を定義した。このバウナーの大著に対して、カウツキーは『ノイエ・ツァイト』誌に、「民族性と国際性」⁽⁷⁾と題する書評を書いて、バウナーの民族の定義を批判した。これに対し、バウナーは、直ちに筆をとつて、同じく『ノイエ・ツァイト』誌に、「民族問題に関する覚書」⁽⁸⁾を発表し、反批判を試みた。スターリンの民族の定義に影響を与えたと思われる論争は、時期的にみてこの時点までの論争である。しかし、論争は、この後もつづき、カウツキーは、一九一七年に「諸民族の解放」⁽⁹⁾という論文を書いた際、重ねてバウナーを批判したし、バウナーもまた、前述の大著の第二版を一九二四年にウィーンで出版した時、その序文においてカウツキーの批判に対する詳細な反論を試みている。

レーニンが、ゴーリキーにあてて書いた手紙によれば、スターリン（＝「すばらしい一グルージア人」）は、「オーストリアその他のすべての資料をあつめて⁽¹⁰⁾」、本書を執筆したということである。彼が集めた資料の中には、当然のことながら、バウアーやカウツキーの著作も入っていたことであろう（推定形で書くのは、スターリンの著書の中に、レンナーやバウラーの著書の名前は出てくる——しかし、すべての場合に否定的評価でのみ登場——が、カウツキーは全く顔を出さないからである。しかし、内容からみて、当然カウツキーをも読んでいたはずである⁽¹¹⁾）。トロツキーの意見によれば、スターリンはドイツ語が読めなかつたので、ブハーリンが、彼のためにこれらの資料を読んでやつたということである⁽¹²⁾。しかし、当時すでにベウラーの大著もカウツキーの書評とともにロシア語に翻訳されて出版されていたのであるから、スターリンは、少なくともロシア語を通じて、この論争のすべてを知っていたのである。事実、スターリンのこの著書には、レンナーやバウラーのロシア語版からの引用がみられる。

この論争の時間的な展開については、すでに別稿で論じた⁽¹³⁾ので、ここでは、この論争を通じて何が論点になつたのかに焦点をあてて述べてみたいと思う。

周知のように、バウラーは、この大著の中で、民族をば、「運命共同体によって性格共同体にまで結びつけられた人間の総体である⁽¹⁴⁾」として定義した。人間は、共通の運命に共に耐えることのなかから、共通の民族的性格を発展させることのである。そして、この民族的性格とは、単に「一民族を他民族から区別する精神的・肉体的特徴の総体」⁽¹⁵⁾であるだけでなく、さらに進んで、「意志の方向の差異」、すなわち「同じ刺激が、異なつた運動をよび起こし、同じ外的状況が異なつた決定をもたらすような事実⁽¹⁶⁾」を指すものである、という。そして、これを具体的的事例をあげて次のように説明している。ドイツ人とイギリス人が、一緒に旅行したとしても、彼らは非常に異なつた成果をもつて故郷に帰るであろう。イギリス人とドイツ人の学者が、同じ対象を研究しようとする時でも、この両者の研究方法

スターリン『マルクス主義と民族問題』の理論的価値について

や研究成果は全く異なつたものとなるであろう。イギリス人とドイツ人は、同じ状況の中で異なつた行動をし、同じ仕事を異なつたやり方で処理し、楽しみを求める時には、異なつた娯楽を選び、同程度の生活水準であっても、異なつた生活様式を選ぶであろう。⁽¹⁷⁾ このような行動様式の差異、意志決定の差異こそが、民族的性格と呼ばれるべきものであり、この差異は、彼らが生存闘争の中でかちえた自然的・肉体的特質の差異と彼らに伝承されている精神的・文化的な観念の差異とによって規定されているのだ、とバウアーアーはいう。

一九二四年の「第二版への序文」の中で、民族的性格は、もう一度より一層具体的に論じられている。

ここでは、バウアーアーは、フランスの物理学者ピエール・デュエム（Pierre Duhem）の所説によりながら、フランス人とイギリス人の自然科学者の研究方法のちがいを対比している。⁽¹⁸⁾ フランス人の自然科学者にとっては、体系の統一性、首尾一貫性、明晰性が何よりも重要であり、彼らの知的欲求は、基本的仮説から、信頼すべき推論をへて、実験的に証明しうる法則にまで到達しない限り、決して満足しない。イギリス人の自然科学者には、このような欲求は欠けている。彼らの想像力は、経験的な法則の複合体が機械的なモデルによつて目に見えるようにとらえられることによつて初めて満たされる。個々のモデルの構築に際して基礎になる仮説が、お互いに何の連絡もなく、それどころか相互に矛盾しているということは、彼らを全く悩ませない。つまり、フランス人にとっては、秩序と明晰性への欲求が、イギリス人にとっては、具体性への欲求が強いのであり、フランス人は、抽象化と一般化の能力にすぐれ、イギリス人は複雑な事物を具体的にとらえる能力にすぐれているのである。そして、このような学問上的方法や能力の特質は、ひとり自然科学のみに認められるのではなく、哲学、芸術、法制などすべての領域にわたつて認められるのである。

民族的性格は、また、同じ制度や学問上、美術上の理論や流行が、さまざまな民族をとらえる時、それに対する反

応の差異となつて表われる。近代資本主義は、相似たような物質的内容を持ったものであるが、これが異なる民族によつて導入される時、それぞれの民族的特質を帶びた制度となる。相対性理論は、あらゆる国の物理学の中に浸透した。しかし、ドイツにおいては、イギリスにおけるのとは全くちがつた知的障害を克服しなくてはならず、全くちがつた精神的関連の中におかれ、全くちがつた形で叙述されることになった。同じ文学上の潮流が、すべての国の芸に貫徹する。しかし、ロシアの表現派はフランスのそれとは全くちがつた形をとる。同じ労働運動が、すべての工業国家に発生する。しかし、資本主義の搾取という事実に対し、イタリアの労働者はスカンディナヴィアの労働者とは全くちがつた反応をする。

説論

ここから、当然に、将来の社会主義もまた、各民族において、それぞれの民族的特質を帶びた社会主義となるであろうという結論が引き出される。ちょうど、カトリック教会が、ローマからの指導の一貫性、その教義体系の統一性と固定性、全世界の聖職者を言語的に結びつけるラテン語の共通性にもかかわらず、それぞれの国で、きわめて明確な民族的特質を帶びたようだ。

まさに、こうしたことが、バウアーのいう民族的性格の特質なのである。一言でいうならば、精神の基本構造の差異、知的・美学的な好みの差異、同じ刺激に対する反応の差異、こうしたものを作り出す民族的性格の特質としてとらえているのである。そして、こうした特質は、民族の過去の歴史の沈殿物であって、今後の歴史過程によつてまた変化してゆくものである、この意味で、民族的性格は、決して超歴史的な固定したものではなく、歴史的概念なのである、とバウナーはいう。

以上みてきたように、バウナーは、性格共同体をもつて民族の本質規定とするのであるが、これに対してカウツキーは真向うから反対する。

他方で、運命の共通性と文化の共通性に着目するバウアーハイムの定義は、民族を相互に分つところの何らの標識をも提供するものではない、とカウツキーはみる。民族が共通なドイツ系スイス人とウェーヴィン人、ホルシュタイン人の間にあるよりも、はるかに緊密な運命と文化の共通性が、民族の差異にもかかわらず、ドイツ系スイスとフランス系スイス人を結びつけてゐるのである。

さらに、カウツキーは、一民族の内部に激しい階級対立が存在するところでは、民族間に存在する文化的差異よりもはるかに激しい文化的差異が、同一民族の階級間に存在しているとみる。文化の共通性は、むしろ異なった民族の同じ階級の間にこそ存在するであろう。つまり、文化共同体は、同一民族の中に成立するとみるよりも、インターナショナルに成立するとみた方がよいのである。たとえば、シュレスヴィッヒに住むドイツ人農民とデンマーク人農民とは、民族の差異にもかかわらず、前者とベルリンのドイツ人ジャーナリストや芸術家との間にあるよりもはるかに緊密な文化共同体の中にある。他方で、ベルリンのドイツ人ジャーナリストや芸術家は、パリのジャーナリストや芸術家とより緊密な文化共同体の中にある。

民族的性格についてはどうであろうか。カウツキーは、民族的性格は、人類の一グループが、長期間にわたって、同じ条件——同じ気候、同じ環境、同じ労働様式と生活様式等々——のもとで暮して来た時に生ずるものであるとしている。それゆえ、逆に、民族の成員の生活している諸条件が、ますます多様になればなる程、たとえば、地理的条件——平野か高山か、内陸か海岸か——が異なつていればいる程、分業と階級分裂——農業と工業、大都市と村、教養ある人々とそうでない人々、等々——が進んでいればいる程、最後に、民族の各部分で社会発展のテンポ——ある部分はまだ半封建的な状態の中に生きているのに、他の部分は、高度に発展した資本主義生産様式を示しているというように——が異なつていればいる程、それらのところで共通の民族的性格について語ることは、それだけますます不可能になるわけである。つまり、性格共同体なるものは、たしかに存在するにしても、きわめて限られた地域で、きわめて未発達な段階にある人間グループについてのみ妥当する概念なのである。

それゆえ、その領域が大変多様な地域に及んでおり——北海とバルト海の海岸、北ドイツ低地と高アルプス山系、その間にあるさまざまに異なつた地域、ほぼ二千年の文化をもつ明るく暖かいライン渓谷から後進的でいじけたオーデル地域まで——、その内部に顕著な社会的差異——メックレンブルクとポーゼンには半封建制があるかと思えば、ザクセンとルール地方には資本主義の高度な完成物がある、ウィーンやベルリンのような百万都市があるかと思えば、その隣りには世界から見捨てられた寒村がある、そのうえ、なお階級と職業の分裂がある——が存在するようなり。カウツキーは、結論として、民族的性格などといふものは、捕えがたいものであり、「どんな微風でも吹き払ってしまうことのできるくもの糸」のようなものであつて、このような頼りないものに、堅固な力で民族を結びつけ、その民族を他の民族から誤認の余地のない程明確に区別する紐帯を見出そうとすることなど全く不可能である。⁽⁸⁾

という。

それでは、カウツキーは、民族を誤認の余地のないほど強固に結びつけている紐帯とは一体何だというのであらうか。それは言語だ、と彼はいう。彼は、バウアーが、言語の問題を、きわめて粗略にしか扱っていないといって非難し、彼の次のような主張を引用して反論を加えている。バウナーは、民族を言語共同体とみる見方に対し、次の二つの論拠をあげて反論していた。(しかし、後にみるように、彼の論拠はこれだけではない)。先ず、バウナーは、イギリス人とアイルランド人、デンマーク人とノルウェー人、セルビア人とクロアチア人は同じ言語を話しているが、⁽²¹⁾同一の民族ではない⁽²²⁾という論拠をあげている。この点に関してカウツキーはいう。この事実は、あらゆる民族共同体は言語共同体ではないということを証明するものではなくて、逆に、言語共同体は、時とすると、二つ以上の民族、あるいはそれ以上(たとえば、英語の場合には、イギリス人、アメリカ人、オーストラリア人などを含む)の民族を含みうるということ、言語の共通性が、民族の唯一の標識ではないということ、それと並んでなおその他の標識が存在するということを意味するにすぎない、と。⁽²³⁾ここで、カウツキーが、「その他の標識」と呼んでいるものは地域の共通性であろうと思われる。言語が共通であっても地域の共通性がなければ、同一の民族とはなりえないということは、後にもみるように、カウツキーの強調するところである。

バウナーが民族を言語共同体ではない、というときの第二の論拠は、ユダヤ人は共通の言語を持っていないが、同一の民族をなしているではないか、という主張であった。カウツキーは、これに対しても、ユダヤ人が民族をなしているかどうかは、きわめて疑わしいという。ドイツ語を話しているユダヤ人はドイツ人とみるべきであるし、フランス語を話しているユダヤ人はフランス人とみるべきである。ユダヤ人が特殊な民族と感じられるのは、彼らが、みずからに持っている東ヨーロッパにおいてのみであるが、彼らがここで演じている役割からみると、民族という

概念によるよりもむしろカーストという概念による方が、彼らの本質をよりよく把握することができるであろうとカウツキーはいう。

カウツキーは、このようにバウアーレを反論したのち、①民族的性格があいまいなものであるのに対し、言語がきわめて明確なものであること、②民族的性格が、人類の社会的協力にとって完全に無意味なものであるのに対し、言語はそのための第一の前提条件をなしていること、言語こそ、人間の社会的交通の不可欠の手段であることを強調している。²³⁾

バウアーレもまた、言語が人間交通の最も重要な手段であることを否定しない。言語は教育の道具であり、あらゆる経済的・精神的交通の道具である。それゆえ言語の共通性なしに一つの民族が文化共同体として長期にわたって存続することは考えられない、とバウアーレもいう。²⁴⁾ だが、彼は言語の共通性をもつて民族のメルクマールとすることには消極的である。その第一の理由は、すでにみたように、イギリス人とアイルランド人、デンマーク人とノルウェー人、セルビア人とクロアチア人のように言語の共通性が民族の統一性を保証していない実例と、逆にユダヤ人のように、言語の共通性がなくても一つの民族をなしている実例があるではないか、という実例にもとづく反論である。²⁵⁾

だが、バウアーレが、言語の共通性をもつて民族の本質的なメルクマールとすることに反対したのには、他のもつと深い社会学的な考察があった。彼はいう。民族を言語共同体と見る見方は、原子的・個人主義的社会観に立脚するものであり、この見方からすれば、社会は単に外的に結びつけられた個人の総和であり、民族もまた、外的に、すなわち言語によって結びつけられた人間の単なる総和であるにすぎない。²⁶⁾ と。ここには、言語をもつて、個人を単に外的に結びつける手段²⁷⁾ 道具であるにすぎないとみるバウアーレの言語観が端的にあらわれている。だが、バウアーレは、このような外的な手段では満足しない。彼は人間を社会の中で内的に結びつける紐帯を探すのである。そして、この紐

帶こそ民族的性格であるという。なんとなれば、民族的性格は共通の運命にともに耐えることのなかから、社会の中で、成員相互の間の交通の中で内的に形成されてくるものだからである。それゆえバウアーに言わせれば、言語共同体が人間の外的な紐帶であるのに対し、性格共同体は内的な絆であつて——この意味で、バウナーは、カウツキーの言語共同体がゲゼルシャフトであるのに対し、自分の性格共同体はゲマインシャフトであるという——、後者こそ、民族の本質をより内在的に規定するものである、というのであった。このように言語共同体の評価をめぐっては、カウツキーとバウナーの間に大きなちがいがあった。

言語の共通性とならんで、カウツキーが民族を結びつける紐帶として、次に強調するものは領土の共通性である。⁽²⁸⁾ 民族は定住することによってはじめて、しつかりとした地歩を確保し、明確な境界をもつた団体になるのである。言語の共通性とともに、領土の共通性もまた、一連の利害、物の見方、感じ方を生み出すのであり、それらは、たとえ同じ言語を話していても他の地域に住んでいる人々とは異なるのである。このことが、一つの言語共同体がいくつの民族共同体を含みうる理由なのである。

このように、カウツキーの理論においては、言語の共通性と地域の共通性とが、民族をなりたたせる重要な要因とされている。

この地域の共通性という問題についてバウナーはどうであろうか。バウナーは、この大著の中で、地域的な分離が以前は統一していた民族を次第に分裂させるということをくり返し述べている。⁽²⁹⁾ 自然共同体としての民族は、地域的隔離によつて徐々に破壊される。なぜなら、地域的にへだたつた民族の各部分は、それぞれ異なつた生存闘争の諸条件の下におかれることになり、それぞれ異なつた肉体的特質を発展させるようになり、この差異が通婚によつてうすめられることがない場合には、それぞれ異質の自然共同体へと発展していくからである。同様に、文化共同体として

の民族も、地域的隔離によって否定される。地域的に分かれた民族の各部分は、相互に孤立して生存闘争を行なうことになるので、元来統一していた文化は、徐々に分化し、相互の間の交通の欠如により、ますます異質なたくさんの文化共同体へと分裂してしまってからである。

このように、地域的な隔離が民族を分裂させることを考えるならば、居住地域の共通性は、たしかに民族の存在条件の一つである、とバウアーも数う。しかし、ここにおいてもまた、彼は、地域の共通性を民族の決定的なメルクマールとすることには反対する。彼は、前の文につづけて次のようにいふ。地域的分離にもかかわらず、文化共同体が、場合によつては自然共同体さえもが維持されるならば、地域的分離は、民族的性格共同体の妨害物にはならない、と。たとえば、アメリカに住んでいるが、ドイツの書物や新聞を読み、自分の子供にドイツの教育を受けさせている人は、地域的分離にもかかわらず、依然としてドイツ文化の影響のもとにあり、ドイツ人にとどまるであろう。そして、このことは、印刷、郵便、電報、鉄道、汽船の発達した現代にあつては、以前の時代よりもはるかにしばしば起りうることである。つまり、土地の共通性が民族の存在条件であるのは、それが文化の共通性の条件であるかぎりにおいてのみである、とバウアーアはいふ。

このように、バウアーハの理論においては、運命共同体、自然共同体、文化共同体、性格共同体の方に力点がおかれて、言語の共通性と地域の共通性には副次的な重要性しか与えられていない。

スターリンは、周知のように、あの有名な民族の定義⁽³¹⁾において、民族となりたたせる要因として、まず第一に「言語の共通性」をあげ、ついで「地域の共通性」をあげた。彼がバウアーハの理論ではなく、カウツキーの理論にくみしていることは明白である。

スターリンがあげている第三の要因「経済生活の共通性」についてはどうであろうか。この点については、バウア

ーとカウツキーの間に格別の論争はなかった。近代的民族を作りだしたものが近代資本主義の発展であることは、バウアーもカウツキーもともに認めているところだからである。だが、スターリンが、本書の第二章「民族運動」のところで論じている資本主義と近代民族国家との関連の記述などは、カウツキーの一八八七年の論文「近代の民族性」^{〔32〕}の内容を思い出させるものである。

スターリンのいう第四の要因「文化の共通性のうちにあらわれる心理状態の共通性」はどうであろうか。「文化の共通性」という表現は、バウラーのいう「文化共同体」を思い出させるものである。「心理状態の共通性」については、スターリン自身、これが「民族的性格の共通性」であることを認めている。だから彼は定義のこの部分をバウラーから借りているということができる。かくして、我々は、スターリンのあの有名な民族の定義が、カウツキーから三つ（経済生活の共通性という考え方にはバウラーにも共通するものであるが、叙述の仕方はカウツキーに近い）、バウラーから二つを借りて作りあげられたものであるということが分るであろう。

スターリンは、「これらの諸標識をかぞえあげたのち、「すべての特徴が同時に存在するばあいに、はじめて民族があたえられるのである」とか、「これらの特徴の一つでも欠けるならば、それだけで、民族は民族でなくなってしまふ」とか述べて、これらの標識の同時存在を民族存立のための絶対的条件としている。しかし、これらの標識相互の間の関連については、彼は全く考察していない。彼のこの態度は、バウラーの態度とは著しく異なるものである。バウラーは、①共通の居住地域、②共通の血統、③共通の言語、④共通の風俗、習慣、⑤共通の歴史、⑥共通の法と宗教、という六つのマルクマールをあげて民族を定義しようとしたイタリアの社会学者ノイマンの民族定義を、それが単なる諸マルクマールの列挙に終わり、相互の関連が全く把握されていないといつて批判している。^{〔33〕} バウラーを読んでいたスターリンは、しかし、バウラーのこの態度からは全く影響を受けなかつた。

スターリンの民族定義のもう一つの問題点は、民族を定義するのに、はたしてこれだけの標識で十分であろうか、あるいはどれかの標識を他のものととりかえる必要がありはしないかという問題である。中村平治氏は、スターリンのあげる最後の標識「文化の共通性のうちにあらわれる心理状態の共通性」という概念の不明瞭性を指摘し、これに代るに「政治生活」という範疇を提出したいと述べている⁽³⁴⁾し、また、田中克彦氏は、今日のソヴィエトにおいて、スターリンのあげた諸標識の他に、「民族的帰属意識」、「共通の起源」、「政治的統一」、「宗教の共有」などの諸標識がつけ加えられつつあることを指摘している⁽³⁵⁾。だが、どのような標識を加えるのが適当であるかは、実証的な研究をまつてはじめていえることであって、抽象的には決めかねることがあるので、ここではスターリンの定義にこうした問題点のあることを指摘するだけにとどめたい。

説

三、民族自決権について

『マルクス主義と民族問題』の第三章以下では、オーストロ・マルクス主義者（とくに、カール・レンナーとオットー・バウアー）の唱える民族自治論に対する批判と、それ代るに民族自決権論の提唱がなされている。つまり、ここでは、マルクス主義者が民族問題をいかに解決すべきかという民族政策論が展開されているのである。

スターリンは、オーストロ・マルクス主義者の民族理論を次のように要約している。①オーストリア・ハンガリー帝国の統一を保持することを前提とするものである。②その中に住む諸民族に文化的自治の権利のみを与えるものであって、政治的分離独立の権利を与えるものではない。③地域的自治制ではなく、非属地的個人原理に立脚するものである。そして、彼は、この理論を文化的＝民族自治制と呼び、次のように批判している。

第一に、民族自治制は、民族の発展過程全体と矛盾するものである。資本主義の発展は、民族を分散させ、それを

互いに混淆させる。新しい土地で新しい結びつきを得、数世代の間に新しい道徳と趣味とを身につけ、おそらくはまた新しい言語をも身につけた人々を再び単一な民族的結合体に統一しようとすることは、歴史の車輪を逆転させることになりはしないか。

第二に、民族自治制は、対立する階級を結合しようとするものである。資本主義の発展とともに、階級対立はますます激化する。本来、社会民主党の任務はプロレタリアートを組織しブルジョアジーと闘争させることにある。ところが、レンナーやバウアーは、全階級を含めた民族を「創造」し、「組織」しなければならないという。このことは、階級的立場を捨てて、民族主義の道に立つことを意味する。つまり、レンナーやバウナーの立場は、「洗練された形態の民族主義である」⁽³⁶⁾。

第三に、人類の発展過程全体をみると、民族的隔壁は強化されずに破壊され、崩壊しつつある。それゆえ、未来の社会主義社会が、民族別に組織された諸社会の連合体になるであろうとみるレンナーやバウナーの主張は根拠のないものである。

第四に、民族自治制の思想は、单一の労働者党を、民族別につくられた個々の党に分裂させるための心理的な基盤を作り出す。党について労働組合が小さく碎かれ、こうして完全な分裂が生じる。かくして、单一の階級運動が、個々の小さな民族的な流れに分散する。レンナー、バウナーの理論を採用すると、民族問題が解決されるどころか、かえって尖鋭化されてしまうのである。

このように民族自治論を批判したスターリンは、これに代るに民族自決権論を提唱する。これは、すべての民族の政治的な分離独立権を認めるものであって、当然のことながら、オーストリア＝ハンガリー帝国やロシア帝国の解体を前提とするものである。次に、自決権論は、自治論と異なって、單なる文化的権利のみを認めるものではなく、政

治的な権利をも含む完全な権利を保障するものである。

だが、本書におけるスターリンの民族自決権論には、その性格に關してきわめてあいまいな点があった。その点を次にみることにしよう。

スターリンは、本書の中で、民族自決権の対外的絶対性を次のように強調する。

「自決権とは、民族の運命をきめる権利をもつものは民族自身だけであるということ、民族の生活に強制的に干渉し、民族の学校その他の施設を破壊し、その風習や慣習をうちやぶり、その言語を圧迫し、その諸権利を制限する権利をもつものは、だれひとりいないということである」⁽³⁷⁾。

スターリンは、民族自決権の対外的絶対性をよほど確信していたとみて、このような表現は、この著作の中に入り返しあらわれてくる。それらの中からさらに二つほどを引用しておこう。

「民族は自分の運命を自由に決定する権利をもっている。それは、もちろん、他の民族の権利をふみにじらなければ、自分のすきなようにやってゆく権利をもっている。これは議論の余地のないことである」⁽³⁸⁾。

「民族は自分の希望どおりにやってゆく権利をもち、自分のどんな民族的制度（有害なものをも、有益なものをも）をも維持する権利をもつ。だれも一つの民族の生活に強制的に干渉することはできない（だれにもその権利はない）」⁽³⁹⁾。

論説

しかし、スターリンは、上掲の最後の引用文につづけて、次のようにいう。

「だが、このことは、社会民主党は民族の有害な制度や民族の不合理な要求とたたかわず、これに反対する煽動をおこなわないであろう、ということを意味するものではない。それどころか、このような煽動をおこない、プロレタリアートの利益にもつともふさわしい形で民族が身を出してゆくように民族の意志に影響をあたえることは、社会民

主党の義務である。だからこそ社会民主党は、民族自決権のためにたたかいながらも、それと同時に、たとえばタタール人の分離にたいしても、カフカーズ諸民族の文化的＝民族自治制にたいしても、反対するであろう。なぜなら、前者も後者も、これらの民族の権利には反しないが、しかし綱領の『正確な意味には』、すなわちカフカーズのプロレタリアートの利益には反しているからである。あきらかに、『民族の権利』と綱領の『正確な意味』とは二つのまったく異なる平面にある（強調は原文⁽⁴⁰⁾）。

ここには、問題とすべき点が二つある。まず、スターリンが、民族自決権とプロレタリアートの利益とを、「二つのみたたく異なった平面にある」として、この両者の関連を何ら把握していないという点である。民族自決権とプロレタリアートの利益が合致する場合はいい。だが、それらが相互に敵対しあった場合——ロシア革命後に現実に起つた事態——にはどうなるであろうか。その時には、マルクス主義者の義務として、当然、プロレタリアートの利益の方を優先することになるであろう。だが、その時には、民族自決権は空約束となってしまうであろう。⁽⁴¹⁾

スターリンの民族理論には、その出発点から——『マルクス主義と民族問題』は彼の民族理論の出発点であった——プロレタリアートの利益を口実にして民族自決権を形骸化しうる論理が内在していたのである。

次に注目すべきは、スターリンが、一般に社会民主党に言及するのみで、この社会民主党が、一体どの民族の社会民主党なのか、を特定していらない点である。上掲の引用文の中に述べられている社会民主党が、タタール民族やカフカーズ諸民族の社会民主党であれば、何ら問題はない。その時には、スターリンのこの主張は、各々の民族の社会民主党は、自民族の民族自決権の行使に関して、プロレタリアートの利益の見地から各自独自に判断しなければならないとするマルクス主義の原則に完全に合致する。だが、もしこの社会民主党が、ロシアの社会民主党であつたらどうであろうか。その時には、大ロシア民族の社会民主党が、モスクワからタタール民族やカフカーズ諸民族の民族自決

に革命の利益を口実にして容喙することが可能となる。民族自決権は革命の利益に従属すべきであるという一民族内での真理を国際的次元に拡大する時、プロレタリアートの利益のためには、他民族の自決権をいくらでも侵害しうるという論理が完成するのである。

スターリンの『マルクス主義と民族問題』には、民族自決権の性格に関する、上述のような二つの不明確な点があった。この点を不明確なままにしておいたことが、十月革命後のソヴィエトの民族自決権を、事実上名目的な権利にしてしまうことになった。以下は、その後日譚である。

スターリンも、はじめのうちは民族自決権の対外的絶対性の方に重きをおいていた。ヘルシンキでのフィンランド社会民主党労働大会に革命ロシア政府を代表して出席し、フィンランドの完全な分離独立を宣言したのは、他ならぬスターリンであった。彼はいう。「フィンランドの民族にたいしても、ロシアその他のあらゆる民族にたいしても、自分の生活をいとなむ完全な自由！ フィンランドの民族とロシア民族との自由意志による誠実な同盟！」⁽⁴²⁾ フィンランドにたいする上からのどんな後見も監督も廃止する！ これが人民委員会議の政策の指導原理である。

当時、フィンランドの政府は、プロレタリアートの政府だったわけではない。それはブルジョアジーの政府であった。スターリンにもそのことはよく分っていた。彼は、一九一七年十二月二十二日の全ロシア中央執行委員会の報告でこのことを認めている。「フィンランドが独立を獲得した有様を、もっと注意深く熟視するならば、われわれはつぎのことを発見するであろう。すなわち、実際には人民委員会議が自由をあたえたのは、フィンランドの人民にも、プロレタリアートの代表者にでもなくて、その意志に反してフィンランドのブルジョアジーにたいしてあたえたのであった」⁽⁴³⁾。しかし、人民委員会議は、これ以外の行動をとることはできなかつたのだ、とスターリンはいう。なぜならば、「ある民族が自分の代表者を通じてその独立の承認を要求するばあいには、プロレタリア国家は民族に自

決権をあたえるという原則にもとづいて、これに応じなければならないからである⁽⁴⁾。スターリンが、この時点まで、少なくとも一九一七年十二月二十二日の時点までは、民族自決権の対外的絶対性の方に重きをおいていたことは明らかである。

レーニンもスターリンも、辺境の非ロシア系諸民族が、ロシアに見習つて、それぞれの民族内部で革命を遂行すること、また分離の権利をえたのちも、社会主義諸国の自由連合のメンバーとして自発的にもう一度ロシアと結びつくことを期待していた。そして、これは、当時の世界革命論からみれば当然の期待であった。当時のボルシェヴィキたちは一人の例外もなく、ロシアにつづいてヨーロッパに、少なくともドイツには早急に革命が起るものと信じていた。そうすればロシアとドイツにはさまれたポーランドも社会主義化するであろうし、ロシア周辺の諸民族にも統々とソヴィエト政権が樹立されるであろう。そして、その時にはプロレタリアートの自決がそのまま民族の自決であり、かくして自決権をかちえた諸民族も、政治的分離を求めず、みずから進んでロシア共和国内にとどまるであろうと考えられていたのである。

事態が、この期待通りに進んでいけば、何ら問題は起きなかつたであろう。だが、現実はそのようには展開しなかつた。ロシアの辺境地帯に一齊に生まれ出た非ロシア系諸民族の政府は、例外なく反ボルシェヴィキで、ロシアから完全な分離を要求した。そして、それぞれの民族内部でも、これらのブルジョア民族政府と労働者、農民の対立が激化してきた。たとえば、ウクライナではウクライナ・ラーダとウクライナ・ソヴィエトとの間に激しい戦闘が展開された。フィンランドにも同様な事態がみられた。フィンランドのブルジョア政府とフィンランド社会民主主義者の間で激しい内乱がくりひろげられたのである。しかも、これらのブルジョア民族政府の背後には、ヨーロッパの反革命軍が控えていた。民族自決権が、反革命政策の道具に転じられてしまつたのである。

こうした事態に直面して、民族自決権とプロレタリアートの利益との関係をあいまいなままにしていたスターリンは、この問題を、前者の後者への従属という形で一挙に解決した。彼は、一九一八年一月の第三回全ロシア労・兵・農代表ソヴィエト大会の演説で、この点を次のように明瞭に述べた。「自決の原則は、その民族のブルジョアジーの自決権としてではなく、その勤労大衆の自決権として解釈されねばならない。自決の原則は、社会主義のための闘争の手段でなければならないし、社会主義の原則に従属しなければならない」⁽⁴⁵⁾。

さらに、一九一八年十一月の「十月変革と民族問題」と題する論文の中では、民族自決権とプロレタリアートの自決権は、二つの歴史的発展段階として位置づけられることになった。「『全権力を民族ブルジョアジーに』というスローガンをかかげる民族自決の原則の古いブルジョア的理解が、革命の過程そのものによって暴露され、なげ捨てられることがとなつた。『全権力を被压迫民族の勤労大衆に』というスローガンをかかげる民族自決の原則の社会主義的理解が、全面的に承認され、適用の可能性を得ることとなつた」⁽⁴⁶⁾。ここにいう「民族自決の原則の社会主義的理解」とは、プロレタリアートの自決権の主張にほかならない。スターリンはいまやプロレタリアートの自決権のみを主張すべきであつて、民族自決権の方は時代おくれのものとして投げ捨てられるべきだ、というのだ。

スターリンは、この立場から、やがて周辺諸民族の分離に反対していくことになる。「現在の国際的条件のもとで辺境地方の分離を要求することがまったく反革命的であることを理解するには、ロシアから分離したグルジア、アルメニア、ポーランド、フィンランドなどが、独立の外觀だけをたもちながら、実際には連合國の無条件的な家臣になつてしまつたのを見るだけで十分であるし、また、ウクライナとアゼルバイジャンが、前者はドイツ資本の、後者は連合国えじきになつたという最近の歴史を思い出すだけで十分である」⁽⁴⁷⁾。たしかに、この一節のみられる論文「ロシアの民族問題にかんするソヴィエト権力の政策」の中で、辺境諸民族の民族自決権は、名目的には否定されていな

い。依然としてスターリンは、「ロシアの辺境地方、これらの辺境地方に住んでいる民族や種族は、他のあらゆる民族と同じように、ロシアから分離する固有の権利を持つてゐる」と述べてゐるからである。だが、民族人民委員たるモスクワのスターリンが、辺境地方が分離を要求するのはきわめて反革命的であり、革命の利益が民族自決権＝分離権に優越すると主張してゐる以上、分離の権利が、単なる名目にとどまらざるをえないのは明らかであろう。したがつて、アルフレッド・ユバンが、この間の事情を要約して、次のように述べた時、彼がソ連邦の分離権の性格に関して不当なことを主張したとはいえないのである。

「しかしそう定義しようとも、真実のところ、分離権は理論上の権利なのであってそれ以上のものではなかつた。もしそれが宣伝目的をはなれてなんらかの価値をもつとしても、それは単に、ソヴィエト連邦内の諸民族の自尊心を満足させる鼻薬としての価値にすぎなかつた」。⁽⁴⁹⁾

このように民族自決権が、単なる名目的な権利になつてしまつたとすれば、スターリンの民族理論からは一体何が後に残るのであらうか。

『マルクス主義と民族問題』の末尾近く、スターリンは、何らかの理由から分離権を行使せずに全体の枠の中にとどまろうとする民族のために地方自治制を主張していた。すなわち、次の如くである。

「民族自治制は、問題を解決するものではない。では出口はどこにあるか。唯一のただし解决方法は、地方自治制、すなわち、ポーランド、リトワニア、ウクライナ、カフカーズ等のような、規定された単位の自治制である」。⁽⁵⁰⁾

すでにみたように、民族自決権＝分離権が名目になつてしまつた以上、残つたものは、結局のところ地方自治論のみであった。オーストロ・マルクス主義者とスターリンの争いは、民族政策論の観点からみるならば、つまるところ

民族自治論と地方自治論の争いだったといえるであろう。

四、むすび

以上みてきたように、スターリンの主著『マルクス主義と民族問題』は、二つの内容からなっていた。前半の民族の定義に関する部分についていえば、これはカウツキーとバウアーの民族定義の機械的な折衷を出すものではなかった。ここにスターリンの独創性はほとんど認められない。

後半の民族自決権論の部分についていえば、民族自決権の性格に関して、そこには初めからきわめて不明確な部分があり、それが、のちに民族自決権を名目的な権利に変質させてしまい、具体的な民族問題の解決策としては、結局のところ、地方自治論しか提案できないという結果になってしまったのであった。マルクス主義文献中の「聖典」とされてきたこの書物も、その内容を仔細に検討してみると、このように貧弱なものにすぎなかつた。我々は、マルクス主義の民族理論を研究する時、もはやスターリンから出発すべきではない。わが国には、レンナーやバウラーの著作もろくに繙かずに、レーニンやスターリンの彼らに対する批判にそのまま立脚してレンナー論、バウラー論を展開しているような人々も少なくない。このようなことは、今後一切やめにしなければならない。我々は、レンナー、バウラーのみならず、カウツキー、ローザ・ルクセンブルク、シュトラッサー、パンネクックなどの豊かなマルクス主義民族理論の遺産から先入見なしに公平に学ぶべきであろう。

〔注〕

(1) トロツキー、武藤一羊・佐野健治訳『スターリン』(合同出版、一九六七) I、二六〇ページ。

スターリン『マルクス主義と民族問題』の理論的価値について

- (2) ロイ・メドウスー、石堂清倫訳『共産主義とは何か』(三一書房、一九七四)下、四六九ページ。
- (3) 猪木正道『政治学新講』(有信堂全書)七五ページ。
- (4) ハの間の事情を示す論文は、たくさんあるが、たとえば、
神田文人「歴史学における民族問題論争」『現代と思想』№13 一九七三年九月。
- (5) 阪東宏『歴史の方法と民族』(青木書店、一九八五)三一ページ以下。
今中次磨『政治学序説』(有斐閣、一九五一)
日高定雄「Надир ト トウ言葉——初に言葉ありき——」『法華志林』第五三卷三・四合併号 昭和三一年三月。
スタークリン批判以後に出たものとしては、たとえば、
柴田高好「スタークリン民族論批判」『マルクス政治学の復権』(論創社、一九七九)三六九ページ以下。
阪東宏「スタークリン民族説の検討」『歴史の方法と民族』(青木書店、一九八五)三一ページ以下。
高島善哉「スタークリン民族理論の一批判」『民族と階級』(現代評論社、一九七〇)三三三ページ以下。
不破哲三『スタークリンと大國主義』(新日本出版社、一九八二)。
- (6) O. Bauer, *Die Nationalitätenfrage und Die Sozialdemokratie*.
- (7) K. Kautsky, "Nationalität und Internationalität". *Ergänzungshefte zur Neuen Zeit*, 18. Januar 1908.
- (8) O. Bauer, "Bemerkungen zur Nationalitätenfrage." *Die Neue Zeit*, Jg. 26. Bd. 1. 1908. S. 792ff.
- (9) K. Kautsky, *Die Befreiung der Nationen*. (Stuttgart, 1918) 本書が単行本として発行されたのは、一九一八年である
が、『ヘッヘル・シトブル』には一九一七年からの連載版があった。第三五巻三号以下。
- (10) 『ハーリン全集』(大月書店)第三五巻、八〇ページ。一条正美、山田春男訳『ハーリンハーリキヤーの手紙』(青木文庫、
一九六五)一〇六ページ。
- (11) 総じてスタークリンには、人を批判の対象とする時には引用するが、その人の所説をそのまま自分の意見としている時には、
全くその人に言及しないという一面がある。
- (12) トロツキー、前掲書、二六一ページ。

- (13) 「民族の起義など——ベクター・カウチャヤー・ベヌーニ」『鶴木正道教授古稀記念論集』(吉野町穀社)、近刊予定。
- (14) O. Bauer, "Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie." *Werkausgabe*, Bd. 1. (Europa Verlag, Wien, 1975) S. 194.

(15) *Ibid.*, S. 70.

(16) *Ibid.*, S. 171-172.

(17) *Ibid.*, S. 170.

(18) *Ibid.*, S. 54.

(19) K. Kautsky, "Nationalität und Internationalität." S. 3.

(20) *Ibid.*, S. 6.

(21) Bauer, *op. cit.*, S. 69.

(22) Kautsky, *op. cit.*, S. 6.

(23) *Ibid.*, S. 7.

(24) Bauer, *op. cit.*, S. 175.

(25) *Ibid.*, S. 69.

(26) *Ibid.*, S. 187.

(27) O. Bauer, "Bemerkungen zur Nationalitätenfrage." Otto Bauer, *Werkausgabe*, Bd. 7. S. 949.

(28) Kautsky, *op. cit.*, S. 9.

(29) Bauer, *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*, S. 191.

(30) *Ibid.*, S. 192.

(31) 『ベヌーニ全集』(大河書店) 第11編 1111-1128-11。國政文庫『マックス・カウチヤー民族問題』H〇P-11。

(32) K. kautsky, "Die moderne Nationalität." *Die Neue Zeit*. Jg 5. Bd. 1. 1887.

(33) Bauer, *op. cit.* S. 189ff.

(34) 岸田伸「ベヌーニの多民族統一と國民統合——民族概念の再検討——」『明葉』第〇九号、一九七五年三月、H78-11。

スター・リン『マルクス主義と民族問題』の理論的価値について

- (35) 田中克彦「ソ連邦における民族理論の展開——脱スター・リン体制下の国家と言語」『言語からみた民族と国家』(岩波書店、一九七八) 一八九ページ以下。
- (36) バウアーハの立場を「洗練された民族主義」として批判することは、レーニンにもみられる。彼は、「バウアーハの根本的な誤り——洗練された民族主義、擁取のない、つかみ合いのない、小ぎれいな民族主義」とか、ブルドンは、資本主義を美化し、理想化し、粉飾したが、O・バウアーハは民族主義をそうした」とか述べている。レーニン著、村田陽一・坂井信義訳『民族問題ノート』(大月書店、一九七七) 六一ページ。
- (37) 『スター・リン全集』第二巻、三四四ページ。国民文庫、六七ページ。
- (38) 『全集』同巻、三四六ページ。国民文庫、六九ページ。
- (39) 『全集』同巻、三九二ページ。国民文庫、一二一ページ。
- (40) 『全集』同巻、三九三ページ。国民文庫、一二二ページ。
- (41) この点をスター・リンは「一方にはマルクス主義者の義務があり、他方には種々の階級からなる民族の権利がある」(『全集』第二巻、三九三ページ)と述べて、両者の乖離の可能性を示唆している。田中克彦氏は、スター・リンのこの言葉には、「民族についての深い苦惱さえ感じられる」(前掲書、一四二ページ)と述べておられる。
- (42) 『スター・リン全集』第四巻 二四ページ。
- (43) 同右、四三ページ。
- (44) 同右、五三ページ。
- (45) 同右、一八八ページ。国民文庫、一五三一一五四ページ。
- (46) 同右、三八五—三八六ページ。国民文庫、一七〇ページ。
- (47) 同右、三八六ページ。国民文庫、一七〇一一七一页。
- (48) A・コバン著、柴田卓弘訳『民族國家と民族自決』(早稲田大学出版部、一九七六) 二一四ページ。
- (49) 『スター・リン全集』第二巻、三九九ページ。国民文庫、一二八ページ。